

設立認証申請

特定非営利活動法人縦覧用書類
(令和 7 年 6 月 20 日受付分)

特定非営利活動法人
聴覚障害者と聴者の会すばる

縦覧期間

令和 7 年 6 月 20 日 (金) から
令和 7 年 7 月 4 日 (金) まで

特定非営利活動法人聴覚障害者と聴者の会 すばる 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人聴覚障害者と聴者の会すばるという。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を兵庫県尼崎市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、聴覚障害者が自分の将来の環境を自らの力で確保できるよう、手話に関わる聴者（聞こえる者）とともに聴覚障害者の自立生活への支援や環境整備を行い、地域住民に対する手話言語の普及啓発及び情報提供活動を通して、地域社会の理解を深める。また、聴覚障害者の自立及び社会参加の促進に関する事業を行い、社会福祉の増進及び全ての人が住みやすい環境づくりに寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次に掲げる特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の推進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- (4) 子どもの健全育成を図る活動
- (5) 情報化社会の発展を図る活動
- (6) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動

(事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- ① 福祉社会実現のための啓発活動及び障害者に対する各種の福祉サービス活動
- ② 一般市民に対する手話普及に係る事業
- ③ 手話通訳育成のための事業
- ④ 支援に携わる専門的知識と技術を取得した者の養成、研修及び派遣事業
- ⑤ 障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス
- ⑥ 介護保険に係る事業
- ⑦ 障害者スポーツの促進活動
- ⑧ その他、目的達成のために必要な事業

第3章 会員

(会員の種類)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、賛助の意思を持つ個人又は団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、その旨を文書で理事長に申し込むものとし、理事長は正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会の申し出があったとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して2年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、退会しようとするときは、その旨を文書で理事長に提出して任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次のいずれかに該当するときは、総会において正会員総数2分の1以上の同意により会員を除名することができる。この場合、その会員に対し、議決前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 法令、定款に違反したとき。
- (2) この法人の名誉をき損し、設立の趣旨に反し、又は秩序を乱す行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第12条 既に納入した入会金、会費及びその他の抛出金品は、これを返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 6人以上12人以下
- (2) 監事 1人以上2人以下

2 理事のうち、1人を理事長、1人を副理事長とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることはできない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 理事長以外の理事は、この法人の業務について、この法人を代表しない。

3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。

4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

5 監事は、次に掲げる業務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況若しくはこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、又は理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、任期満了前に、就任後2事業年度が終了した後の総会において後任の役員が選任された場合には、当該総会が終結するまでを任期とし、また、任期満了後後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。

3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第 19 条 役員には報酬を与えることができる。ただし、役員のうち報酬を受ける者の数が役員の総数の 3 分の 1 以下でなければならない。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前 2 項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第 20 条 この法人に、事務局長その他職員を置くことができる。

この法人の事務運営の責任者として事務局長を置く。

第 5 章 総会

(種別)

第 21 条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の 2 種とする。

(構成)

第 22 条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第 23 条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業報告及び決算
- (5) 役員の選任又は解任及び報酬
- (6) 入会金及び会費の額
- (7) 事務局の組織及び運営
- (8) その他、運営に関する重要事項

(開催)

第 24 条 通常総会は、毎事業年度 1 回開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数 5 分の 1 以上から、会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき。
- (3) 第 15 条第 5 項第 4 号に基づき監事から招集があったとき。

(招集)

第 25 条 総会は、前条第 2 項第 3 号の場合を除いて、理事長が招集する。

2 理事長は前条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 26 条 総会の議長は、その総会において出席した正会員の中から選任する。

(定足数)

第 27 条 総会は、正会員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第 28 条 総会における議決事項は、第 25 条第 3 項の規定によりあらかじめ通知された事項とする。

2 総会の議事は、この定款に別に定めるもののほか、総会に出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 前 2 項の規定にかかわらず、理事又は正会員が総会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第 29 条 各正会員の表決権は平等なるものとする。

2 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、第 27 条、前条第 2 項、次条第 1 項第 3 号及び第 48 条の規定の適用については、出席したものとみなす。

3 議決すべき事項について特別な利害関係を有する正会員は、その事項について表決権を行使することができない。

(議事録)

第 30 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員の現在数

(3) 総会に出席した正会員の数（書面表決者、電磁的方法による表決者及び表決委任者がある場合にあってはその数を付記すること。）

(4) 議長の選任に関する事項

(5) 審議事項

(6) 議事の経過の概要及び議決の結果

(7) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名・押印又は記名・押印しなければならない。

3 前 2 項の規定にかかわらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことによって、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容

(2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称

(3) 総会の決議があったものとみなされた日

(4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第 6 章 理事会

(構成)

第 31 条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第 32 条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次に掲げる事項を議決する。

- (1) 事業計画及び予算並びにその変更
- (2) 理事の職務
- (3) 借入金、その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (4) 事務局の組織及び運営
- (5) 総会に付議すべき事項
- (6) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (7) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(開催)

第 33 条 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の 2 分の 1 以上から会議の目的を示して招集の請求があったとき。
- (3) 第 15 条第 5 項第 5 号に基づき監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第 34 条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第 2 号及び第 3 号の規定による請求があったときは、その日から 14 日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、少なくとも 14 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 35 条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定足数)

第 36 条 理事会は、理事総数の過半数の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第 37 条 理事会における議決事項は、第 34 条第 3 項の規定によりあらかじめ通知された事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第 38 条 各理事の表決権は平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。この場合において第 36 条及び次条第 1 項第 3 号の規定の適用については、出席したものとみなす。
- 3 議決すべき事項について特別な利害関係を有する理事は、その事項について表決権を行使することができない。

(議事録)

第 39 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事の現在数

- (3) 理事会に出席した理事の数及び氏名（書面表決者又は電磁的方法による表決者にあつてはその旨を付記すること。）
 - (4) 審議事項
 - (5) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (6) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及び出席した理事のうちからその会議において選任された議事録署名人2人が署名・押印又は記名・押印しなければならない。

第7章 資産及び会計等

（資産の構成）

第40条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 事業に伴う収益
- (5) 資産から生じる収益
- (6) その他の収益

（資産の管理）

第41条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

（会計の原則）

第42条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

（事業年度）

第43条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

（事業計画及び予算）

第44条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、理事長の責任のもと作成し、理事会の議決を経なければならない。

（暫定予算）

第45条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない事由により予算が成立しないときは、予算成立までは、前事業年度の予算に準じ執行することができる。

2 前項の規定による執行は、新たに成立した予算に基づくものとみなす。

（予算の追加及び更正）

第46条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

（事業報告及び決算）

第47条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長の責任のもと作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第48条 この定款を変更しようとするときは、総会において出席した正会員の3分の2以上の議決を経、かつ、法第25条第3項に定める以下の事項に係る定款の変更の場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁の変更を伴うものに限る）
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項（役員の定数に係るものを除く）
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合には、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき者に係るものに限る）
- (10) 定款の変更に関する事項

(解散)

第49条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由により解散する場合は、正会員総数4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第50条 この法人が解散(合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。)したとき残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、解散総会において選定した法人に譲渡するものとする。

(合併)

第51条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の3分の2以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告

(公告の方法)

第52条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。

第10章 雑則

(施行細則)

第 53 条 この定款の施行について必要な事項は、理事会の議決を経て理事長がこれを定める。

附 則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。

理 事 長	大 面 一 弘
副理事長	西 本 久美子
理 事	岩 本 重 雄
同	米 澤 葉 子
同	大 面 洋 子
同	富 士 由美子
監 事	川 崎 敦 史
同	内 海 美 夏

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第 16 条第 1 項の規定にかかわらず、成立の日から 2 0 2 7 年 3 月 3 1 日までとする。

4 この法人の設立当初の事業計画及び予算は、この定款の規定にかかわらず、設立総会で定めるものとする。

5 この法人の設立当初の事業年度は、この定款の規定にかかわらず、成立の日から 2 0 2 6 年 3 月 3 1 日までとする。

6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、この定款の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 正会員

入会金	個人	0 円	団体	0 円
年会費	個人	2,000 円	団体	5,000 円

(2) 賛助会員

入会金	個人	0 円	団体	0 円
年会費	個人一口	1,000 円	団体一口	3,000 円

役 員 名 簿

特定非営利活動法人聴覚障害者と聴者の会すばる

役 名	フリガナ 氏 名	住所又は居所	報酬の有無
理事長	オオニシ カズヒロ		無
	大面 一弘		
理事	ニシモト クミコ		無
	西本 久美子		
理事	イワモト シゲオ		無
	岩本 重雄		
理事	ヨネザワ ヨウコ		無
	米澤 葉子		
理事	オオニシ ヨウコ		無
	大面 洋子		
理事	フジ ユミコ		無
	富士 由美子		
監事	カワサキ アツシ		無
	川崎 敦史		
監事	ウツミ ミカ		無
	内海 美夏		

設立趣旨書

1 趣旨

聴覚障害者主催の団体はありますが、すばるは聴覚障害者自身が自己判断や自己決定ができ、自身の母語である手話言語を用いて社会参加ができるように、聴者と共に聴覚障害についての理解普及、手話言語の普及を推進するために設立しました。

活動内容は、主に講演会や手話学習会などといったイベントの開催等の啓発活動や防災への取り組みを行ってきました。これらの事業はイベント等の参加を確保し、一定の成果を収めています。つきましては、今後はこれまでの活動を継続していきながら、尼崎市を中心とした活動にとどめることなく、阪神地域、兵庫県また全国各地域への広がりを考えています。今回、法人として申請するに至ったのは、任意団体として実践してきた活動や事業を地域に定着させ、継続的に推進していくことと、さらに活動範囲を広げていくために、他地域の関連団体との連携を深めていく必要がある等の観点から、社会的にも認められた公的な組織にしていくことが最良の策であると考えたからです。また、当団体の活動が営利目的ではなく、多くの市民の方々に参画していただくことが不可欠であるという点から、特定非営利活動法人格を取得するのが最適であるという決論に至りました。法人化することによって、組織の発展を確立し、将来的に聴覚障害者が自立できるようになります。また障害の有無に関係なく、共生社会を担う人材育成に関わるさまざまな事業を聴者と共に築き、地域全体にわたって展開し広く貢献できると考えます。

2 申請に至るまでの経過

2022 年 11 月 手話普及活動として聴覚障害者と聴者の会「すばる」を発足
2023 年 1 月 伊丹市聴覚障害者団体主催のサイン・ランゲージ講演会 参加
2023 年 6 月 宍粟市の聴覚障害者団体
創立 35 周年記念のつどい 記念講演講師として派遣
2024 年 2 月 阪神ろうあ団体連絡会創立 50 周年記念大会 実行委員として参加
2024 年 6 月 手話普及活動として手話学習テキスト（初級編）を作成
2024 年 7 月 手話通訳者のためのスキルアップ講座 開講（7 月～12 月全 11 回）
2024 年 8 月 猪名川町の手話サークルとの交流（手話カフェ）に参加
2024 年 9 月 はんしん聴覚障害者防災ネットワーク委員会主催の防災学習会出席
2024 年 10 月～ 月 1 回 手話普及及び手話通訳育成ための学習会開催
2024 年 12 月 法人化の意思確認及び会則作成
2024 年 2 月 芦屋市聴覚障害者団体主催の新テキスト学習会に出席

2025 年 3 月 手話普及活動として手話学習テキスト(中級編)を作成

2025 年 5 月 設立総会開催

令和 7 年 5 月 10 日

特定非営利活動法人聴覚障害者と聴者の会 すばる

設立代表者 大西一弘

2025(令和7)年度事業計画書

特定非営利活動法人聴覚障害者と聴者の会 すばる

1. 基本方針

- (1)福祉社会実現のための啓発活動及び障害者に対する各種の福祉サービス事業
- (2)一般市民に対する手話普及に係る事業
- (3)手話通訳育成のための事業
- (4)支援に携わる専門的知識、技術を取得した者の養成、研修及び派遣事業
- (5)障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス事業
- (6)介護保険に係る事業
- (7)障害者スポーツの促進活動に係る事業
- (8)その他、目的達成のために必要な事業

2. 特定非営利活動に係る事業

定款の 事業名	プロジェクト内容 (具体的な事業内容)	実施時期・ 回数	実施場所	受益対象者 及び 予定人数	収益見込 (千円)
(1)福祉社会実現のための啓 発活動及び障害者に対する 各種の福祉サービス事業	手話言語の国際デー	9月	尼崎市	100名	50
	国際ろう者週間	9月1週間	尼崎市	100名	50
(2)一般市民に対する手話普 及に係る事業	きこえのサポーターための 講師派遣	年中	阪神地域	50名	100
	手話初級教室(初心者向 け)	9月～10回	尼崎市	200名	100
	手話の基本文法講座	年10回	尼崎市	200名	100
(3)手話通訳育成のための事 業	手話及び手話通訳学習会	月1回	尼崎市	500名	300
	スキルアップ講座	7月～10回	尼崎市	200名	100
	手話通訳技術学習会	月1回	尼崎市	100名	100
(4)支援に携わる専門的知 識、技術を取得した者の養 成、研修及び派遣事業	防災委員会	年4回	阪神地域	30名	20
	健康・スポーツ	年1回	阪神地域	30名	30
	未来部	年4回	阪神地域	30名	30
(5)障害者総合支援法に基づ く障害福祉サービス事業	福祉相談事業	年中	尼崎市	50件	50
	施設事業	年4回	尼崎市	20名	30
(6)介護支援に係る事業	ろう高齢者への支援事業	年6回	尼崎市	10名	50
(7)障害者スポーツの促進活 動に係る事業	障害者への支援事業	年7回	尼崎市	10名	50
(8)その他、目的達成のため に必要な事業	手話テキストの販売事業				0
				合計	1160

3. 事業実施体制

(1)会議に関する事項

- ①通常総会 4月
- ②理事会 年12回

(2)事務局体制

理事長、職員(事務局長)

2026(令和8)年度事業計画書

特定非営利活動法人聴覚障害者と聴者の会 すばる

1. 基本方針

- (1) 福祉社会実現のための啓発活動及び障害者に対する各種の福祉サービス事業
- (2) 一般市民に対する手話普及に係る事業
- (3) 手話通訳育成のための事業
- (4) 支援に携わる専門的知識、技術を取得した者の養成、研修及び派遣事業
- (5) 障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス事業
- (6) 介護保険に係る事業
- (7) 障害者スポーツの促進活動に係る事業
- (8) その他、目的達成のために必要な事業

2. 特定非営利活動に係る事業

定款の 事業名	プロジェクト内容 (具体的な事業内容)	実施時期・ 回数	実施場所	受益対象者 及び 予定人数	収益見込 (千円)
(1) 福祉社会実現のための啓 発活動及び障害者に対する 各種の福祉サービス事業	手話言語の国際デー	9月	尼崎市	100名	50
	国際ろう者週間	9月1週間	尼崎市	100名	50
(2) 一般市民に対する手話普 及に係る事業	きこえのサポーターための 講師派遣	年中	阪神地域	50名	100
	手話初級教室(初心者向 け)	9月～10回	尼崎市	200名	100
	手話の基本文法講座	年10回	尼崎市	200名	100
(3) 手話通訳育成のための事 業	手話及び手話通訳学習会	月1回	尼崎市	500名	300
	スキルアップ講座	7月～10回	尼崎市	200名	100
	手話通訳技術学習会	月1回	尼崎市	100名	100
(4) 支援に携わる専門的知 識、技術を取得した者の養 成、研修及び派遣事業	防災委員会	年4回	阪神地域	30名	20
	健康・スポーツ	年1回	阪神地域	30名	30
	未来部	年4回	阪神地域	30名	30
(5) 障害者総合支援法に基づ く障害福祉サービス事業	福祉相談事業	年中	尼崎市	50件	50
	施設事業	年4回	尼崎市	20名	30
(6) 介護支援に係る事業	ろう高齢者への支援事業	年6回	尼崎市	10名	50
(7) 障害者スポーツの促進活 動に係る事業	障害者への支援事業	年7回	尼崎市	10名	50
(8) その他、目的達成のため に必要な事業	手話テキストの販売事業				0
				合計	1160

3. 事業実施体制

(1) 会議に関する事項

- ① 通常総会 4月
- ② 理事会 年12回

(2) 事務局体制

理事長、職員(事務局長)

特定非営利活動法人聴覚障害者と聴者の会すばる

令和7年度活動予算書

成立の日から令和8年3月31日まで

(単位:円)

科 目	金 額		
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費	36,000		
賛助会員受取会費	30,000		
.....受取会費	0	66,000	
2. 受取寄付金			
受取寄付金	100,000		
	0		
	0	100,000	
3. 受取助成金等			
受取地方公共団体助成金	0		
受取民間助成金	0		
	0	0	
4. 事業収益			
(1)啓発活動・福祉サービス事業	100,000		
(2)手話普及事業	300,000	1,160,000	
(3)手話通訳育成事業	500,000		
(4)研修・養成・派遣事業	80,000		
(5)障害福祉サービス事業	80,000		
(6)介護支援事業	50,000		
(7)障害者スポーツ促進活動事業	50,000		
5. その他収益			
受取利息	940,000		
雑収益	0		
	0	940,000	
経常収益計			2,266,000
II 経常費用			
1. 事業費			
(1)人件費			
給与手当(役員報酬)	691,200		
法定福利費	71,000		
	0		
人件費計	762,200		
(2)その他経費			
講師謝金	200,000		
消耗品費	50,000		
印刷費	50,000		
通信費	20,000		
保険料	30,000		
会場費	50,000		
会議費	50,000		
その他経費計	450,000		
事業費計		1,212,200	
2. 管理費			
(1)人件費			
給与手当	100,000		
法定福利費	1,100		
	0		
人件費計	101,100		
(2)その他経費			
消耗品費	20,000		
印刷費	20,000		
通信費	120,000		
旅費交通費	30,000		
光熱水費	36,000		
保険料	20,000		
会議費	50,000		
租税公課	0		
その他経費計	296,000		
管理費計		397,100	
経常費用計			1,609,300
当期正味財産増減額			656,700
設立時正味財産額			0
次期繰越正味財産額			656,700

特定非営利活動法人聴覚障害者と聴者の会すばる

令和8年度活動予算書

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

(単位:円)

科 目		金 額	
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費	100,000		
賛助会員受取会費	60,000		
.....受取会費	0	160,000	
2. 受取寄付金			
受取寄付金	100,000		
	0		
	0	100,000	
3. 受取助成金等			
受取地方公共団体助成金	0		
受取民間助成金	0		
	0	0	
4. 事業収益			
(1)啓発活動・福祉サービス事業	100,000		
(2)手話普及事業	300,000		
(3)手話通訳育成事業	500,000		
(4)研修・養成・派遣事業	80,000		
(5)障害福祉サービス事業	80,000		
(6)介護支援事業	50,000		
(7)障害者スポーツ促進活動事業	50,000		
5. その他収益			
受取利息	940,000		
雑収益	0		
	0	940,000	
経常収益計			2,360,000
II 経常費用			
1. 事業費			
(1)人件費			
給与手当(役員報酬)	691,200		
法定福利費	71,000		
	0		
人件費計	762,200		
(2)その他経費			
講師謝金	200,000		
消耗品費	50,000		
印刷費	50,000		
通信費	20,000		
保険料	30,000		
会場費	50,000		
会議費	50,000		
その他経費計	450,000		
事業費計		1,212,200	
2. 管理費			
(1)人件費			
給与手当	100,000		
法定福利費	1,100		
	0		
人件費計	101,100		
(2)その他経費			
消耗品費	20,000		
印刷費	20,000		
通信費	120,000		
旅費交通費	30,000		
光熱水費	36,000		
保険料	20,000		
会議費	50,000		
租税公課	0		
その他経費計	296,000		
管理費計		397,100	
経常費用計			1,609,300
当期正味財産増減額			750,700
前期正味財産額			656,700
次期繰越正味財産額			1,407,400